

## ○御杖村乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援の強化を図るため、乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、御杖村（以下「村」という。）とする。

2 村は、現に御杖村内（以下「村内」という。）において次の各号に掲げる施設を設置及び運営している者のうち、適切に事業を実施できると認められた者（以下「事業実施者」という。）に委託を行うことができる。この場合において、村は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた認定こども園又は同法第17条第1項の認可を受けた幼保連携型認定こども園

(事業内容)

第4条 事業の内容は、保護者等の就労要件等を問わず時間単位で柔軟に利用できる保育の場を提供するものとし、村内の保育所等において当該児童の保育を実施するものとする。

(対象となる児童)

第5条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する児童とする。

(1) 0歳6か月から満3歳未満の児童であること。

(2) 保育所、認定こども園等に在籍していない児童であること。

(3) 村内に住所を有する児童であること。

(実施場所)

第6条 事業を実施する場所は、村内に所在する保育所等（以下「実施施設」という。）とする。

(実施要件)

第7条 事業の実施要件は、御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年御杖村条例第2号）で定める要件に基づいて、実施することとする。

（利用時間）

第8条 事業の利用時間は、対象児童1人当たり月10時間を上限とし、1時間単位での利用とする。ただし、1時間以上の利用については、30分単位で利用することも可能とする。

（利用制限）

第9条 対象児童が次に掲げる事由に該当するときは、事業を利用することができない。

- (1) 実施施設が定める登園停止事由に該当するとき。
- (2) 前条に規定する利用上限時間を超えたとき。
- (3) その他村長が事業の利用を不相当と認めるとき。

（利用料等）

第10条 事業の利用料は、対象児童1人につき1時間当たり300円を基準とする。また、30分単位に係る部分の金額については、1時間の単価に2分の1を乗じて算出するものとする。ただし、給食費その他事業の利用に係る費用の実費相当額については、あらかじめ事業の利用を希望する児童の保護者（以下「利用保護者」という。）に当該費用を周知し、当該利用保護者の同意を得た上、徴収するものとする。

（減免）

第11条 次の各号に掲げる世帯の利用料については、当該各号に規定する額を1時間当たりの利用料から減額するものとする。

- (1) 事業を利用する日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である世帯 300円
- (2) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分の市町村民税が課されない者である世帯 240円
- (3) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯 210円
- (4) 御杖村要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年御杖村告示6号）に定める協議会に登録された要支援児童及び要保護児童が属する世帯又は特に支援が必要であると村長が認めた世帯 150円

2 前項に規定する世帯の利用保護者が、利用料について減免を受けようとする場合は、事業を利用しようとする事業実施者に対して、自らが同項に定める世帯であることを証明する書類を提示した上で、減免を受けなければならない。

(利用申請等)

第12条 利用保護者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1号）により村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を速やかに審査し、利用の可否を決定し、御杖村乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）（以下「支給認定証」という。）又は御杖村乳児等通園支援事業利用認定申請却下通知書（様式第3号）により、利用保護者に通知するものとする。

3 前項の規定により認定を受けた利用保護者は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、御杖村乳児等通園支援事業利用認定変更届出書（様式第4号）を速やかに村長へ提出し、報告しなければならない。

4 村長は、前項に規定する届出があった場合で必要があると認めるときは、利用保護者に対し、御杖村乳児等通園支援事業利用認定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

5 第2項の規定により認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）は、事業の利用を中止するときは、御杖村乳児等通園支援事業利用認定消滅届出書（様式第6号）を速やかに村長へ提出し、報告しなければならない。

6 村長は、前項に規定する届出があった場合で必要があると認めるときは、認定保護者に対し、御杖村乳児等通園支援事業利用認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(支給認定証の再交付)

第13条 村長は、認定保護者が支給認定証（書面で交付したものに限る。）を破損、汚損、紛失又は滅失等の場合において、乳児等支援支給認定証にかかる再交付申請書（様式第8号）（以下「申請書」という。）を提出したときは、支給認定証の再交付を行う。

2 前項の規定において、支給認定証を破損、又は汚損した場合の申請には、申請書に当該支給認定証を添付しなければならない。

3 認定保護者は、支給認定証の再交付を受けた後、紛失した支給認定証を発見したときは速やかに返還しなければならない。

(職権による利用認定の変更)

第14条 村長は、第12条第2項の規定による認定をした後に、当該認定した内容を変更したときは、認定保護者に対し、御杖村乳児等通園支援事業利用認定変更通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

(職権による利用認定の取消)

第15条 村長は、第12条第2項の規定による認定をした後に、対象児童が第5条に規定する要件に該当しなくなったときは、御杖村乳児等通園支援事

業利用認定取消通知書（様式第7号）により、当該認定保護者にその旨を通知し承認を取り消すものとする。

（事業の利用）

第16条 第12条第2項の規定により事業の利用認定を受けた認定保護者は、事業を利用するとき、あらかじめ実施施設に申込みをしなければならない。対象児童が初めて利用する事業所においては、利用開始までに認定保護者と事前面談を行うこととする。

2 認定保護者は、前項に規定する事前面談の際に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用登録票（様式第9号）及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用承諾書（様式第10号）に必要書類を添付して申し込むものとする。

3 認定保護者は、前項に規定する事前面談の結果、事業の利用が可能と判断された後に、利用希望日の予約を行うこととする。

4 前項に規定する申込みを受けた実施施設は、対象児童の氏名、年齢、住所その他村長が別に定める事項を村長に報告するものとする。この場合において、実施施設は、職員配置等により事業の実施が困難なときは、その理由とともに村長に報告しなければならない。

5 村長は、前項に規定する報告を受けたときは、事業の実施の可否を判断し、事業の実施が可能であると認めたときは、対象児童に係る事業の利用可能時間等の必要な情報を実施施設に通知するものとする。

6 認定保護者は、事業を利用する当日に、第10条及び第11条に規定する利用料等を事業実施者に支払うものとする。

（委託料）

第17条 事業の実施が委託による場合、村長は、事業の実施に係る次の各号に定める経費等を委託料として支払うものとする。また、30分単位に係る部分の金額については、1時間の単価に2分の1を乗じて算出するものとする。なお、当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

(1) 経費

ア 0歳児 対象児童一人1時間当たり 1,700円

イ 1歳児 対象児童一人1時間当たり 1,400円

ウ 2歳児 対象児童一人1時間当たり 1,400円

(2) 加算 以下のアに定義する障がい児、医療的ケア児又は要支援家庭のこども（以下「障がい児等」という。）を受け入れる施設において、アの定義に該当するこどもの利用時間に応じて、イの加算を適用する。なお、障がい児等に対する加算については、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみを適用する。

## ア 定義

- (ア) 障がい児とは、村長が認める障がい児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など、障がいの事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- (イ) 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している子どもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある子どもであると村長が認めた対象児童をいう。
- (ウ) 要支援家庭の子どもとは、こども家庭センターによるサポートプランが作成されている、若しくは作成の対象となっている等、関係機関が連携して支援を行う必要があると村長が認めた家庭の対象児童をいう。

## イ 加算

- (ア) 障がい児 対象児童一人1時間当たり 600 円
  - (イ) 医療的ケア児 対象児童一人1時間当たり 2,500 円
  - (ウ) 要支援家庭の子ども 対象児童一人1時間あたり 600 円
  - (エ) 初回対応加算 事前面談及び事後面談を実施した場合
    - I 0歳児 対象児童一人1回当たり 1,700 円
    - II 1歳児 対象児童一人1回当たり 1,400 円
    - III 2歳児 対象児童一人1回当たり 1,400 円
- (3) 減免した利用料 第11条に規定する減免措置により減免した利用料と同額を支払うものとする。
- 2 事業実施者は、利用保護者の都合によるキャンセルについて、利用保護者から利用予定日の前開所日の閉所時間までに利用のキャンセルの連絡がなかった場合、あらかじめ当該利用保護者の同意を得た上、当該利用保護者から利用があった場合に支払うべき第10条に規定する利用料及び前項に規定する事業の利用に係る費用の実費相当額の和（以下「キャンセル料」という。）を上限として徴収することができる。
- 3 事業実施者は、前項の規定によるキャンセル料を徴収する場合、村長に対し第17条第1項に定める委託料について請求することができる。この場合、対象とした利用時間については、利用したものとみなし、対象児童の利用可能時間から減算するものとする。
- 4 事業実施者が委託料の支払を受けようとする場合は、御杖村乳児等通園支援事業委託料請求書（様式第11号）に次に掲げる関係書類を添えて、村長が指定する日までに提出しなければならない。
- (1) 事業の利用実績がわかる書類

(2) その他村長が必要と認める書類  
(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 12 条第 1 項関係)

こども誰でも通園制度対象者確認申請書  
[別紙参照]

様式第 2 号(第 12 条第 2 項関係)

御杖村乳児等支援支給認定証 (こども誰でも通園制度認定証)  
[別紙参照]

様式第 3 号(第 12 条第 2 項関係)

御杖村乳児等通園支援事業利用認定申請却下通知書  
[別紙参照]

様式第 4 号(第 12 条第 3 項関係)

御杖村乳児等通園支援事業利用認定変更届出書  
[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条第 4 項及び第 14 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業利用認定変更通知書  
[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条第 5 項関係)

御杖村乳児等通園支援事業利用認定消滅届出書  
[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条第 6 項及び第 15 条関係)

御杖村乳児等通園支援事業利用認定取消通知書  
[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条第 1 項関係)

御杖村乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）にかかる再  
交付申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 16 条第 2 項関係)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用登録票

[別紙参照]

様式第 10 号(第 16 条第 2 項関係)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用承諾書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 17 条第 4 項関係)

御杖村乳児等通園支援事業委託料請求書

[別紙参照]